

年 月 日

洞爺湖町長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩

誓約書及び同意書

私は、洞爺湖町住まいる中古住宅取得支援事業補助金交付申請にあたり、洞爺湖町住まいる中古住宅取得支援事業補助要綱（以下「要綱」という。）に定める趣旨等を理解した上で申請します。
また、申請事項に偽りなく、以下のことを誓約及び同意します。

記

1. 申請者が補助金の交付を受けることについて、住宅が共有名義の場合は共有者の同意を得ていること。
2. 要綱第9条の規定に該当し、補助金の交付決定の取り消しを受けた場合には、所定の補助金を返還することを誓約します。
3. 自己及び同居しようとする者は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
4. 前項の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人ではありません。
5. 暴力団員及び暴力団関係事業者から社会通念上不当な要求又は補助事業の適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けた場合は断固としてこれを拒否するとともに、洞爺湖町への報告及び伊達警察署への届出(以下「報告・届出」という。)を行います。
6. この誓約が事実と相違することが判明した場合は、この補助金の返還等のいかなる措置を受けても異議を申し立てしません。また、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任といたします。

7. 要綱第3条の要件を満たしていることを確認するために、洞爺湖町が町税及び住民基本台帳等の状況について照会を行うことに同意し、洞爺湖町住まいる中古住宅取得支援事業補助金の交付決定から起算して3年以内は、住民基本台帳の登録情報について洞爺湖町の職員が確認することに同意します。
8. そのほかの補助金交付に係る必要事項について、洞爺湖町職員が関係者に回答を求めることに同意します。